

期日指定定期預金規定

1. 預金の支払時期等

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2)① 満期日は、この預金の全部または一部について証書または通帳記載の預入日（自動継続扱いの場合で継続をしたときはその継続日）の1年後の応当日から最長預入期限（自動継続扱いの場合で、継続をしたときはその最長預入期限）までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。
 - ② 自動継続扱いの場合には、第3項2号による継続の停止を行ったうえ、前号の満期日の指定を行ってください。
 - ③ この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3)① 自動継続扱いの場合には、証書または通帳記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）に、自動的に自動継続扱いの期日指定定期預金として継続します。継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。

なお、一部について支払いがあった場合には、その残りの金額について、同様に取扱います。

 - ② 前号の継続を停止するときは、証書または通帳記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。
- (4) 第2項による満期日の指定がないとき、または第3項2号により継続を停止する旨の申出があったときは、証書または通帳記載の最長預入期限（自動継続扱いの場合で、継続をしたときはその最長預入期限）を満期日とします。
- (5)① 第2項により指定された満期日から1か月を経過しても解約されなかったときは、同項による満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
 - ② 自動継続扱いの場合で、第2項により満期日を指定したときは、その満期日から1か月を経過してもまたは最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）が到来しても解約されなかった場合には、同項による満期日の指定および継続の停止の申出はなかったものとします。継続を停止するときはその旨を申出てください。

2. 利 息

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - ① 1年以上2年未満 証書または通帳記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 証書または通帳記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）

- (2) 自動継続扱いの場合の継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。なお、継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。
- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金を定期預金共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合のほか、定期預金共通規定第4条第4項または同条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上 | 2年以上利率×90% |
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(R 02.04.01 改正)